

2019年4月23日

株式会社高島屋

「高島屋東別館」有形文化財登録のお知らせ

株式会社高島屋（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：村田 善郎、以下当社）の所有物件である高島屋東別館（所在地：大阪市浪速区）が、国の有形文化財（建造物）に登録されましたのでお知らせいたします。



高島屋東別館

■登録有形文化財（建造物）登録対象物件の概要

名 称：高島屋東別館（たかしまやひがしべっかん）

所 在 地：大阪府大阪市浪速区日本橋3丁目

建 築 年 代：1928（昭和3）年／1934（昭和9）年・1937（同12）年増築

設 計 者：鈴木 禎次

構造及び大きさ：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下3階建 建築面積4,750㎡

答 申 日：2018（平成30）年11月16日

官 報 告 示 日：2019（平成31）年3月29日

高島屋東別館は、竣工から1966（昭和41）年までは松坂屋大阪店でしたが、1968（昭和43）年に当社が東別館として事務所などの用途で使用を開始し、当社の事務所、高島屋史料館（改装のため休館中）などとして使われてきました。

全体にアール・デコ調のデザインでまとめられており、堺筋に沿って続く約67mものアーケードや美しい11連アーチの他、外壁は、アカンサスの葉飾りをモチーフにしたテラコッタに覆われ、優れたデザインが随所に見られるなど往時の百貨店の姿をとどめています。

昭和初期の百貨店建築として極めて貴重な建築といえる高島屋東別館は、要所に見られる装飾豊かな意匠が往時の華やかさを十分に伝えており、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」と評価されました。

※高島屋東別館は、現在、改装工事中です。

以上